

# 『未熟児養育医療給付』利用の手引き（申請案内）

## 1. 未熟児養育医療給付とは？

種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児（以下「本人」といいます。）に対して、未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して行うものです。

### (1) 対象者は？

富田林市内に居住する乳児で、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ア 出生時体重が2,000g以下の未熟児
- イ 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。
  - (ア) 一般状態
    - a 運動不安、けいれんがあるもの。
    - b 運動が異常に少ないもの。
  - (イ) 体温
    - a 摂氏34度以下
  - (ウ) 呼吸器循環器系
    - a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。
    - b 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの。
    - c 出血傾向の強いもの。
  - (エ) 消化器系
    - a 生後24時間以上排便のないもの。
    - b 生後48時間以上嘔吐持続しているもの。
    - c 血性吐物、血性便のあるもの。
  - (オ) 黄疸
    - a 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。（重症黄疸による交換輸血を含む。）

### (2) 給付の内容は？

入院治療における診察・医学的処置・治療等が受けられます。

ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲となりますので、保険対象外のものは除外されます。

### (3) 費用（自己負担金）は？

○申請時に提出された市町村住民税額を証明する書類を審査し、別表の「未熟児養育医療費費用徴収基準」に基づき、「自己負担金」の上限となる「徴収基準月額」を決定します。

※双子以上のお子さんが同時に養育医療を受ける場合の徴収基準月額は、2人目以降のお子さんは、1人目のお子さんの10分の1になります。（「徴収基準加算月額」がこれにあたります。）

○「自己負担金」は次のように算定します。（かかった医療費の健康保険自己負担額（約2割相当）が上限となります。）

① 「徴収基準月額」を必要に応じ日割り計算します。

〈例〉D5階層の方が、2月1日から3月10日まで入院された場合

2月分：34,800円（徴収基準月額）×28/28=34,800円・・・（分母はその月の日数）

3月分：34,800円（徴収基準月額）×10/31=11,220円・・・（日割り計算します）

（10円未満切り捨て）

②市の福祉医療制度（子ども、ひとり親、重度障がい者）での助成額を差し引きます。

〈例〉上記2月分でも子ども医療費助成制度を利用した場合

34,800円－(34,800円－1,000円)＝1,000円（自己負担額は1,000円）

※入院1日当たり500円（月2日限度）を除いた額を助成。

### (4) 実施場所は？

全国の指定養育医療機関で給付が受けられます。

※大阪府が指定する指定養育医療機関は、下記のとおりです。（その他に大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市が指定する指定養育医療機関があります。）

市立池田病院	(独)国立病院機構大阪南医療センター	伊藤病院
大阪母子医療センター	大阪大学医学部附属病院	(医)阪南医療福祉センター 阪南中央病院
府中病院	国立循環器病研究センター	箕面市立病院
泉大津市立病院	大阪府済生会吹田病院	松下記念病院
りんくう総合医療センター	市立吹田市民病院	
(医)定生会 谷口病院	大阪府済生会富田林病院	
(医)朋愛会 サンタマリア病院	(医)宝生会 PL病院	
近畿大学医学部附属病院	(医)一祐会 藤本病院	
市立貝塚病院	大阪はびきの医療センター	
(医)飯藤産婦人科	(医)笠松産婦人科小児科	

## (5) 対象期間は？

養育医療の承認期間は、医師の意見書に記載された診療予定期間の始期(初日)から最長6か月です。なお、承認期間を超えて治療が必要と認められる場合は、医療機関から継続協議書を提出することにより、1歳の誕生日の前日までの範囲で継続が可能です。

## 2. 給付申請の方法は？

### (1) 申請できる方

申請者は、本人の親権を行う者又は後見人（一般的には保護者）であって、主たる生計者である方としてください。

### (2) 必要書類

- 養育医療給付申請書……申請者は扶養義務者と同じ人（保護者のうち収入の多い方）としてください。
- 養育医療意見書……指定養育医療機関の医師が作成したものがが必要です。  
※富田林市の様式を使用してください。
- 世帯調書……本人を含め、世帯構成員全員を記載してください。
- 住民税額を証明する書類……原則として世帯全員（受療者本人または18歳未満で未就業の者は除く）について、次の①、②のいずれかをご用意ください。  
ただし、本市の課税情報や個人番号を利用した情報連携により、地方税関係情報について取得することに同意いただける場合は不要です。
  - ①住民税徴収税額決定通知書
  - ②住民税課税証明書（所得証明書）または非課税証明書  
※いずれも最新年度（申請が6月30日までの場合は、前年度）の原本で、所得控除の内訳が記入されていることが必要です。
- ◆生活保護等を受給している方は、受給証明書を添付してください。
- 誓約書及び承諾書……「自己負担金」の支払いに関する誓約書及び市の福祉医療制度（子ども、ひとり親、重度障がい者）での助成額を「自己負担額」に充当することを承諾する書面です。  
※申請者は、養育医療給付申請者と同じ人としてください。  
※保証人は、申請者と別生計で独立生計を営む者である必要があるため、基本的には現住所が申請者と同一でない方としてください。  
現住所が申請者と同一で別生計を営む人を保証人とする場合は、その旨の申立書を添付してください。

## 3. その他

- ・入院治療を始めてから3週間以内に申請してください。入院治療開始日から2か月を越えて申請した場合、申請日の2か月前の日までに受けた治療に対して医療給付は受けられません。
- ・退院後に申請はできませんので、必ず退院前に申請してください。
- ・申請してから医療券が交付されるまでには、書類の不備などが無い場合で、約2～3週間程かかります。
- ・申請後に住所、電話番号、被保険者証等の変更があれば必ず届出をしてください。

### 申請・お問い合わせ

富田林市健康推進部 保険年金課 福祉医療係  
TEL 0721-25-1000（内線163）  
FAX 0721-25-1343

